

ダイオキシン類対策特別措置法  
に基づく届出等の手引き  
(事業者用)

令和3年4月 改訂

山形市

## ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）の規制について

### （1）目的（第1条関係）

ダイオキシン類による環境の汚染の防止等のため、必要な規制等を定めることにより国民の健康の保護を図ることを目的とする。

### （2）定義（第2条関係）

#### ①ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル

#### ②特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち

- ・ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設
  - ・ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設
- であり、政令で定めるもの（資料編及び以下参照）

#### ③排出基準

排出ガス（排出水）に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

#### ④大気基準適用施設

大気排出基準が適用される特定施設

#### ⑤水質基準対象施設

水質排出基準に係る特定施設（水質排出基準は、特定施設が設置される事業場からの排出水に適用される）

### （3）届出及び報告等

特定施設を設置等しようとする者は、山形市長に届出をしなければならない。また、届出が必要な事項等及び届出期限等は表－1のとおりである。

### （4）ダイオキシン類の排出の制限（第20条関係）

ダイオキシン類の排出者は、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

排出基準は特定施設の種類及び構造毎に定められている（資料編参照）。

### （5）ダイオキシン類の量の測定義務及び報告義務（第28条関係）

特定施設設置者は、毎年1回以上、当該施設から排出される以下のダイオキシン類の量を測定し、その結果を山形市長に報告しなければならない。

- ・大気基準適用施設
- ・水質基準対象施設
- ・当該施設からの排出ガス中のダイオキシン類の量
- ・当該施設設置事業場から公共用水域に排出される排出水中のダイオキシン類の量
- ・廃棄物焼却炉の場合は、上記排出ガス又は排出水に併せて、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻中のダイオキシン類の量

### （6）事故時の措置（第23条関係）

特定施設の設置者は、故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等について山形市長に通報をしなければならない。

表—1 法に定める主な届出一覧

手続きが必要な事項	条項	提出期限	様式
<b>1 特定施設の設置の届出</b> 特定施設を設置しようとするとき	法第 12 条 第 1 項	設置工事着手の日の 60 日前まで	様式第 1
<b>2 特定施設の使用の届出</b> 特定施設が新たに追加された際、現にその施設を設置 しているとき	法第 13 条 第 1 項	特定施設となった 日から 30 日以内	様式第 1
<b>3 特定施設の使用の届出</b> 水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際、 又は大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際、 現にその施設を設置しているとき	法第 13 条 第 2 項	大気（水質）基準 適用施設となった 日から 30 日以内	様式第 1
<b>4 特定施設の変更の届出</b> 既に届け出た下記のいずれかの事項を変更しようとする とき (1) 特定施設の構造 (2) 特定施設の使用の方法 (3) 大気基準適用施設にあつては、発生ガスの処理の方法 (4) 水質基準対象施設にあつては、汚水等の処理の方法	法第 14 条 第 1 項	変更工事着手の 日の 60 日前まで	様式第 1
<b>5 氏名等の変更の届出</b> 氏名、名称（法人の場合は代表者を含む。）、住所又は工場 若しくは事業場の名称若しくは所在地を変更したとき	法第 18 条	変更した日から 30 日以内	様式第 3
<b>6 特定施設の使用廃止の届出</b> 特定施設の全部又は一部を廃止したとき	法第 18 条	廃止した日から 30 日以内	様式第 4
<b>7 特定施設の承継の届出</b> 特定施設に係る届出者の地位を承継したとき	法第 19 条 第 3 項	承継した日から 30 日以内	様式第 5
<b>8 ダイオキシン類の測定結果の報告</b> ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項、第 2 項の 規定による測定をしたとき	法第 28 条 第 3 項	結果判明後、速や かに	様式第 6

◆設置（使用、変更）届出関係

様式第 1

①

特定施設設置~~（使用、変更）~~届出書

〇〇年 〇〇月〇〇日

山形市長 〇〇 〇〇 殿

②〒990-〇〇〇〇 山形市〇〇1丁目1番1号

株式会社◇◇工業

届出者 代表取締役 山形 太郎

③

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項~~（第13条第1項又は第2項、第14条第1項）~~の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称	④ 株式会社◇◇工業 山形工場	※整理番号	
工場又は 事業場の所在地	⑤ 〒990-◆◆◆◆ 山形市▲▲町1234-5	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	⑥ 別表第1 5号 廃棄物焼却炉 別表第2 15号 (イ)廃ガス洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙1、水質基準対象施設にあつては別紙4のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあつては別紙2、水質基準対象施設にあつては別紙5のとおり。	※備考	
△発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあつては別紙3、水質基準対象施設にあつては別紙6のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあつては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## ◎届出書は正本及びその写しの2部を提出すること

### ①届出の種類

設置（使用、変更）のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しにすること（訂正印不要）。  
（該当する届出の種類が不明な場合は、窓口で確認のうえ記載すること。）

### ②届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

#### (1) 届出者氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則として構成員（構成企業）全員が届出者となる。その際、(3)に示す構成員全員からその代表者に対する委任状の添付により被委任者名により届出することができる。また、共同企業体等で協定書等により代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届出することができる。

#### (2) 届出義務者以外の届出

法人の代表者等の届出義務者以外のもものが届出をする場合は、委任状を添付すること。（様式例を巻末につけているので参考とすること。）

#### (3) 届出者住所

- ・ 届出者の住所を記入する。法人の場合、特定施設の設置場所にかかわらず当該法人の本社の住所を記入すること。
- ・ 郵便番号も併せて記入すること。

### ③届出の条項

- ・ ①に準じる。
- ・ 届出種類と条項の関係は次のとおり  
特定施設 設置 届出 : 法第12条第1項  
特定施設 使用 届出 : 法第13条第1項（法第13条第2項）  
特定施設 変更 届出 : 法第14条第1項

### ④工場又は事業場の名称

- ・ 工場又は事業場の名称を記載すること。
- ・ 特定施設設置前などで名称が決定していない場合には、仮称を記入し（仮）を付けること。（その際、工場又は事業場名称が決定した後、忘れずに氏名等変更届出により名称変更届出をすること。）

### ⑤工場又は事業場の所在地

- ・ 特定施設のある地番でなく、工場又は事業場敷地全体の代表地番を記入すること。
- ・ 特定施設設置前などで代表地番が確定していない時には、当該敷地内の地番を記入（例：○-○外○筆）すること。（その際、代表地番が決定した後、忘れずに氏名等変更届出により所在地変更届出をすること。）
- ・ 併せて郵便番号も記入すること。

### ⑥特定施設の種類

- ・ 特定施設の種類について、次の例に従い記入すること。
- ・ 施設種類がわからない場合は、届出書提出時等に提出先に確認のうえ記入すること。

(例) 別表第1 5号 廃棄物焼却炉  
別表第2 15号(イ) 廃ガス洗浄施設

## 特定施設（大気基準適用施設）の構造

※設置（変更）届出の場合の記載例

※使用届出の場合の記載例

工場又は事業場における 施設番号	① 1号	2号	
特定施設番号及び名称	② 5号 廃棄物焼却炉	5号 廃棄物焼却炉	
型式	③ ロータリーキルン △△(株)製 RK-45型	固定床式焼却炉 (株)〇〇製 KS-01型	
施設の設置場所	④ 所在地に同じ	所在地に同じ	
設置年月日	⑤平成 年 月 日	平成 5年 10月 5日	
工事着手予定年月日	⑥平成 28年 3月 16日	平成 年 月 日	
工事完成予定年月日	⑦平成 28年 4月 30日	平成 年 月 日	
使用開始予定年月日	⑧平成 28年 5月 1日	平成 年 月 日	
規模	原料の処理能力 (t/h)	⑨	
	変圧器の定格容量(kVA)	⑩	
	炉の容量 (t)	⑪	
	焼却能力 (kg/h)	⑫ 450	150 (75×2炉)
	火床面積 (m <sup>2</sup> )	⑬ 0.50	0.80 (0.4×2炉)
その他参考となるべき事項	⑭		

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

## 別紙1は大気基準適用施設のみ記入すること

- ◎特定施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上届出する場合は、当該様式を複写して使用すること。
- ◎変更届出の場合は、特定施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記入することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

### ①工場又は事業場における施設番号

- ・工場又は事業場における特定施設に番号を付すこと。
- ・複数の特定施設がある場合には、番号が重複しないように注意すること。

### ②特定施設番号及び名称

様式第1の特定施設で「特定施設の種類」の欄に記載した届出に係る特定施設の番号及び種類を記入すること。（「別表第1」は不要）

### ③型式

特定施設の形式（焼却方式や〇〇型電気炉など）及びメーカー名、型式を記入すること。

### ④施設の設置場所

「所在地に同じ」と記入すること。

### ⑤設置年月日

- ・特定施設の使用届出若しくは変更届出の場合のみ記入すること。
- ・設置年月日は特定施設設置に係る工事に着手した年月日とする。

### ⑥工事着手予定年月日、⑦工事完成予定年月日、⑧使用開始予定年月日

特定施設に係る工事の着手、完成予定年月日及び特定施設の使用開始予定年月日を記入すること。

### ⑨規模：原料の処理能力

施行令別表第1の次に掲げる施設の場合のみ、当該特定施設の1時間当たりの原料の処理能力（t）を記入すること。

- 1号 焼結鉱製造の用に供する焼結炉
- 3号 亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉
- 4号 アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、乾燥炉

### ⑩規模：変圧器の定格容量

施行令別表第1の2号 製鋼の用に供する電気炉の場合のみ、当該特定施設に接続される変圧器の定格容量（kVA）を記入すること。

### ⑪規模：炉の容量

施行令別表第1の4号 アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉の場合のみ、当該特定施設の炉の容量（t）を記入すること。

### ⑫規模：焼却能力

施行令別表第1の5号 廃棄物焼却炉の場合のみ、当該特定施設の1時間当たりの廃棄物の焼却能力（kg/h）を記入すること。この場合、1施設に複数の炉がある場合はそれぞれの合計及び内訳を記入すること。

### ⑬規模：火床面積

施行令別表第1の5号 廃棄物焼却炉の場合のみ、当該特定施設の火床面積（ $m^2$ ）を記入すること。この場合、1施設に複数の炉がある場合はそれぞれの合計及び内訳を記入すること。

### ⑭その他参考となるべき事項

その他、特定施設の構造に関し参考となる事項を簡潔に記入すること。

※規模について不明な場合は、施設のメーカー等に問い合わせ、当該規模の確認できる資料（仕様書やカタログ、設計計算書等）を添付すること。

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法  
 ※設置（変更）届出の場合の記載例 ※使用届出の場合の記載例

工場又は事業場における施設番号		① 1 号	2 号
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	② 0 時～ 24 時 30 日/月	8 時～ 17 時 20 日/月
	季節変動	③ なし	冬季 2 割減
原料及び燃料  (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類	④ 汚泥、有機溶剤	木屑
	使用割合	⑤ 汚泥 有機溶剤 70%、30%	100%
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)	⑥ 0%、10%	0%
	1日の使用量	⑦ 300kg、150L	1,200 kg
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		⑧最大 18,000 通常 14,400	最大 12,000 通常 9,600
排出ガス温度 (°C)		⑨ 150	350
排出ガス中の酸素濃度 (%)		⑩ 12.5	11.5
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )		⑪最大 5 通常 4	最大 1 通常 0.8
その他参考となるべき事項		⑫	

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考事項となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。



## 別紙2は大気基準適用施設のみ記入すること

- ◎特定施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上届出する場合は、当該様式を複写して使用すること。
- ◎変更届出の場合は、特定施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記入することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

### ①工場又は事業場における施設番号

別紙1の施設番号にあわせ、施設ごとに以下の事項を記入すること。

### ②1日当たりの使用時間数及び月使用日数等

- ・平均的な操業状態での特定施設の使用時間を記入すること。24時間連続の場合は0時から24時と記入すること。
- ・平均的な操業状態での特定施設の1箇月当たりの使用日数を記入すること。
- ・上記については、平均的な操業状態を想定し記入すること。

### ③季節変動

- ・特定施設の使用状況が季節的に変動する場合に、その変動状況を記入すること。（例：冬季○割減、夏季のみ使用等）
- ・通常の操業状態を想定した場合、年間を通じて特に使用状況に変動がない場合には「なし」と記入すること。

### ④原料及び燃料：種類

原料（廃棄物の種類やアルミ屑、木屑、廃油など）及び燃料（助燃用の重油、灯油、ガス等通常の燃料に該当するものを除く）を記入すること。

### ⑤原料及び燃料：使用割合

- ・複数の原料及び燃料を使用する場合、通常の使用状況における各々の使用割合を記入すること。
- ・原料及び燃料が1種類のみの場合には「100%」と記入すること。

### ⑥原料及び燃料：原料及び燃料中の塩素分の割合

原料及び燃料中の塩素分について、既存資料に基づく一般的な値若しくは使用原料及び燃料の分析結果に基づく塩素分（%）を記入すること。

### ⑦原料及び燃料：1日の使用量

- ・原料及び燃料の通常の使用状況における1日当たりの使用量を記入すること。
- ・単位（kg、t、L等）を明記すること。

### ⑧排出ガス量（※）

- ・特定施設から排出される排出ガス量の最大値及び通常値を記入すること。
- ・標準状態（温度が零度で圧力が1気圧の状態）に換算した量を記入すること。
- ・原則として乾きガス量を記入することとするが、不明な場合は湿りガス量を記入し、湿りガス量である旨付記すること。
- ・排出ガスの処理のため排風機、誘引ファン等が設置してある場合には、当該排風機等の能力を考慮すること。

### ⑨排出ガス温度（※）

排出ガスの排出口における温度（℃）を記入すること。

### ⑩排出ガス中の酸素濃度（※）

排出ガス中の排出口における残存酸素濃度（%）を記入すること。

### ⑪排出ガス中のダイオキシン類の濃度（※）

- ・排出ガス中のダイオキシン類濃度（ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）を記入すること。
- ・ダイオキシン類濃度は、標準状態における排出ガス中の濃度とし、酸素濃度補正後の濃度とする。
- ・実測値があれば実測値を記入すること。その際、複数の測定結果があればその最大のものとして最大値とし、平均値を通常とする。
- ・実測値がない場合には、「後日報告」と記入し、後日、法に基づき自主測定を実施し、その結果を報告すること。

### ⑫その他参考となるべき事項

その他特定施設の使用方法等について参考となる事項を記入すること。

（注）排出ガス量等※印の項目について実測値を用いたもの以外は、設計計算書等その算出根拠を添付すること。

発生ガスの処理の方法  
※設置（変更）届出の場合の記載例 ※使用届出の場合の記載例

工場又は事業場における 施 設 番 号	① 1 号	2 号
名 称 及 び 型 式	② 電気集塵機 △△(株)製 EP-100型	サイクロン (株)〇〇製 S-5型
発生ガスの処理の内容	③ 集 塵	集 塵
処 理 の 系 統	④ ガス冷却塔 → サイクロン → 電気集塵機	ガス冷却塔 → サイクロン → 電気集塵機
施 設 の 設 置 場 所	⑤ 所在地に同じ	所在地に同じ
設 置 年 月 日	⑥	平成 5年 10月 1日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	⑦平成 28年 3月 16日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	⑧平成 28年 4月 30日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	⑨平成 28年 5月 1日	年 月 日
その他参考となるべき事項	⑩	

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

### 別紙3は大気基準適用施設のみ記入すること

◎特定施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上届出する場合は、当該様式を複写して使用すること。

◎変更届出の場合は、特定施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記入することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

#### ①工場又は事業場における施設番号

- ・排出ガス処理施設について、それぞれ番号を付すこと。
- ・複数の施設があれば全て記入すること。

#### ②名称及び形式

- ・排出ガス処理施設の名称及びメーカー名、形式を記入すること。

#### ③発生ガスの処理の内容

排出ガス処理施設の処理の内容について簡潔に記入すること。（例：集塵、洗浄など）

#### ④処理の系統

- ・特定施設から発生したガスの処理の流れを記入例を参考に記入すること。
- ・系統が複雑な場合や既存の資料がある場合には、「別紙〇のとおり」と記入し、該当する資料を添付してもよい。

#### ⑤施設の設置場所

「所在地に同じ」と記入すること。

#### ⑥設置年月日

- ・特定施設の使用届出若しくは変更届出の場合のみ記入すること。
- ・設置年月日は排出ガス処理施設設置に係る工事に着手した年月日とする。

#### ⑦工事着手予定年月日、⑧工事完成予定年月日、⑨使用開始予定年月日

排出ガス処理施設に係る工事の着手、完成予定年月日及び特定施設の使用開始予定年月日を記入すること。

#### ⑩その他参考となるべき事項

その他特定施設の使用方法等について参考となる事項を記入すること。

## 特定施設（水質基準対象施設）の構造

※設置（変更）届出の場合の記載例 ※使用届出の場合の記載例

工場又は事業場における 施 設 番 号	① 1	2
特定施設番号及び名称	② 15号 (イ) 廃ガス洗浄施設	15号 (イ) 廃ガス洗浄施設
型 式	③ スクラバー (株)〇〇製 S-20型	廃ガス洗浄塔 (株)〇〇製 HS-18型
構 造	④ 別図〇のとおり	別図〇のとおり
主 要 寸 法	⑤ 別図〇のとおり	別図〇のとおり
能 力	⑥ 20,000 Nm <sup>3</sup> /h	18,000 Nm <sup>3</sup> /h
配 置	⑦ 別図〇のとおり	別図〇のとおり
設 置 年 月 日	⑧ 年 月 日	平成 5年 10月 1日
工事着手予定年月日	⑨ 平成 28年 3月 16日	年 月 日
工事完成予定年月日	⑩ 平成 28年 4月 30日	年 月 日
使用開始予定年月日	⑪ 平成 28年 5月 1日	年 月 日
その他参考となるべき事項	⑫	

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。  
 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

#### 別紙4は水質基準対象施設のみ記入すること

◎特定施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上届出する場合は、当該様式を複写して使用すること。

◎変更届出の場合は、特定施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記入することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

#### ①工場又は事業場における施設番号

- ・工場又は事業場における特定施設に番号を付すこと。
- ・複数の特定施設がある場合には、番号が重複しないように注意すること。

#### ②特定施設番号及び名称

様式第1の特定施設で「特定施設の種類」の欄に記載した届出に係る特定施設の番号及び種類を記入すること。（「別表第2」は不要）

#### ③型式

特定施設の形式（廃ガス洗浄塔やスクラバーなど）及びメーカー名、型式を記入すること。

#### ④構造、⑤主要寸法

- ・「別図〇のとおり」と記入し、主要寸法を記入した図面を添付すること。
- ・図面は組立図や立面図、平面図等により施設の構造がわかるものとする。

#### ⑥能力

特定施設の能力（廃ガス、排水の処理量や洗浄施設の容量など）を記入すること。  
（例：18,000m<sup>3</sup>N/h、100Lなど）

#### ⑦配置

「別図〇のとおり」と記入し、敷地全体を含む平面図に特定施設の配置を図示すること。その際、主要機械又は主要装置のほか主要な建築物（事務所等）も図示すること。

#### ⑧設置年月日

- ・特定施設の使用届出若しくは変更届出の場合のみ記入すること。
- ・設置年月日は特定施設設置に係る工事に着手した年月日とする。

#### ⑨工事着手予定年月日、⑩工事完成予定年月日、⑪使用開始予定年月日

特定施設に係る工事の着手、完成予定年月日及び特定施設の使用開始予定年月日を記入すること。

#### ⑫その他参考となるべき事項

その他、特定施設の構造に関し参考となる事項を簡潔に記入すること。

※規模について不明な場合は、施設のメーカー等に問い合わせ、当該規模の確認できる資料（仕様書やカタログ、設計計算書等）を添付すること。

## 特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

※使用届出の場合の記載例 ※設置（変更）届出の場合の記載例

工場又は事業場における 施設番号	①	1	2		
設 置 場 所	②	別図〇のとおり	別図〇のとおり		
操 業 の 系 統	③	別図〇のとおり	別図〇のとおり		
使 用 時 間 間 隔	④	8時 ～ 17時	8時 ～ 17時		
1日当たりの使用時間	⑤	9時間	9時間		
使用の季節的変動	⑥	なし	なし		
原材料（消耗資材を含む。） の種類、使用方法及び1日 当たりの使用量	⑦	なし	なし		
汚水又は廃液の汚染状態		通 常	最 大	通 常	最 大
	⑧	5	10	—	—
汚水等の量（m <sup>3</sup> /日）		通 常	最 大	通 常	最 大
	⑨	20	30	0	25
その他参考となるべき事項	⑩	循環利用			

## 別紙5は水質基準対象施設のみ記入すること

- ◎特定施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上届出する場合は、当該様式を複写して使用すること。
- ◎変更届出の場合は、特定施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記入することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

### ①工場又は事業場における施設番号

別紙4の施設番号にあわせ、施設ごとに以下の事項を記入すること。

### ②配置場所

- ・「別図○のとおり」と記入し、該当する図面を添付すること。
- ・当該図面は別紙4の「配置」を示す図面と兼用することとし、図面番号は同じにすること。

### ③操業の系統

「別図○のとおり」と記入し、特定施設を含む操業の系統をフロー図にし添付すること。

### ④使用時間間隔

- ・通常の操業状態における特定施設の使用時間を記入すること。
- ・24時間操業の場合は、0時～24時とする。

### ⑤1日当たりの使用時間

④で記入した使用時間間隔に併せて1日当たりの使用時間を記入すること。

### ⑥使用の季節的変動

- ・通常の操業状態において、季節的に特定施設の使用状況が変動する場合にはその状況を記入すること。（例：冬季2割減、夏季のみ稼働 など）
- ・年間を通じ特定施設の使用状況に変動がない場合には「なし」と記入すること。

### ⑦原材料の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

- ・特定施設で使用する原材料の種類、使用方法（用途）及び1日当たりの使用量を全て記入すること。
- ・多数の原材料を用い、欄内に書ききれない場合は、「別紙○のとおり」と記入し一覧表形式で作成した別紙を添付すること。

### ⑧汚水又は廃液の汚染状態

- ・特定施設から排出される汚水又は廃液中のダイオキシン類に係る濃度（pg-TEQ/L）について、その濃度の最大値と通常値を記入すること。
- ・当該欄に記入する濃度については、処理施設で処理する前の濃度とする。
- ・記入する濃度については、設計値等想定される濃度でよいが、使用届出で不明な場合には当面の間は記入不要とする（「-」を記入すること）。
- ・既存の施設で、pH、BOD（又はCOD）、SS等の汚染状況の実測値があれば参考として記入すること。

### ⑨汚水等の量

- ・特定施設から排出される汚水又は廃液の1日当たりの量（m<sup>3</sup>/日）の最大値及び通常値を記入すること。
- ・循環利用等で通常汚水等を排出しない場合、通常は「0」とする。（その際、最大値は、全量を抜き取ることを想定し、特定施設で使用する水量を記入すること。）

### ⑩その他参考となるべき事項

その他、特定施設の使用の方法に関し参考となる事項を簡潔に記入すること。（例：循環利用など）

汚水等の処理の方法  
 ※使用届出の場合の記載例      ※設置(変更)届出の場合の記載例

工場又は事業場における施設番号	①	3				4			
処理施設の設置場所	②	別図〇のとおり				別図〇のとおり			
設置年月日	③	年 月 日				平成 5年 10月 1日			
工事着手予定年月日	④	平成 28年 3月 16日				年 月 日			
工事完成予定年月日	⑤	平成 28年 4月 30日				年 月 日			
使用開始予定年月日	⑥	平成 28年 5月 1日				年 月 日			
種類及び型式	⑦	(株)〇製排水処理G25型				(株)〇〇製排水処理G30型			
構造	⑧	別図〇のとおり				別図〇のとおり			
主要寸法	⑨	別図〇のとおり				別図〇のとおり			
能力	⑩	25 m <sup>3</sup> /日				30 m <sup>3</sup> /日			
処理の方式	⑪	凝集沈澱				凝集沈澱			
処理の系統	⑫	別図〇のとおり				別図〇のとおり			
集水及び導水の方法	⑬	別図〇のとおり				別図〇のとおり			
使用時間間隔	⑭	8時 ~ 17時				8時 ~ 17時			
1日当たりの使用時間	⑮	9時間				9時間			
使用の季節変動	⑯	なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	⑰	中和 : H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> , NaOH、各5L 凝集 : PAC、10kg				中和 : H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> , NaOH、各5L 凝集 : PAC、10kg			
汚水等の汚染状態及び量		通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	⑱	5	1	10	2	—	—	—	—
	量 (m <sup>3</sup> /日)	20	20	30	30	0	0	25	25
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	⑲	ばいじん、30kg、産業廃棄物として(株)〇〇に処理委託				ばいじん、35kg、産業廃棄物として△△(株)に処理委託			
排出水の排出方法	⑳	排出口→〇〇堰→〇〇川				排出しない(循環利用)			
その他参考となるべき事項									

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含めて記載すること。



## 別紙6は水質基準対象施設のみ記入すること

◎特定施設 1施設ごとに1列使用すること。3施設以上届出する場合は、当該様式を複写して使用すること。

◎変更届出の場合は、特定施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記入することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

### ①工場又は事業場における施設番号

- ・工場又は事業場における全ての処理施設に番号を付すこと。
- ・複数の処理施設がある場合には、番号が重複しないように注意し、全て記入すること。

### ②処理施設の設置場所

「別図〇のとおり」と記入し、別紙4の「配置」欄で添付することとした配置図等に併せて図示すること。

### ③設置年月日

- ・特定施設の使用届出若しくは変更届出の場合のみ記入すること。
- ・設置年月日は処理施設設置に係る工事に着手した年月日とする。

### ④工事着手予定年月日、⑤工事完成予定年月日、⑥使用開始予定年月日

処理施設に係る工事の着手、完成予定年月日及び処理施設の使用開始予定年月日を記入すること。

### ⑦種類及び形式

- ・処理施設の種類及び、メーカー名、形式を記入すること。

### ⑧構造、⑨主要寸法

「別図〇のとおり」と記入し、処理施設の構造がわかる図面を添付すること。

### ⑩能力

処理施設の処理能力を単位（ $\text{m}^3/\text{日}$ など）を付して記入すること。

### ⑪処理の方式

処理の方式（例：凝集沈澱 など）を簡潔に記入すること。

### ⑫処理の系統

「別図〇のとおり」とし、処理のフロー図を別図に作成し添付すること。

### ⑬集水及び導水の方法

- ・「別図〇のとおり」とし、特定施設の配置図等に記入すること。
- ・用水は青、汚水は赤、処理後の排水は青など、色分けすること。

### ⑭使用時間間隔、⑮1日当たりの使用時間、⑯使用の季節変動

処理施設の使用時間間隔等について、特定施設の場合と同様に記入すること。

### ⑰消耗資材の1日当たりの用途別使用量

処理施設で使用する消耗資材及び使用量を用途別に全て記入すること。

### ⑱汚水等の汚染状態及び量

- ・汚水等の汚染状態（ダイオキシン類及び浮遊物質）及び量について、処理前及び処理後の濃度それぞれの通常値、最大値を記入すること。
- ・処理後の濃度については、実測値があれば実測値を記入すること。ない場合には「後日報告」と記入し、後日、自主測定を実施し結果を報告すること。
- ・循環利用で特定施設からの汚水等（それらを処理したものも含む）を公共用水域に全く排出しない場合は排出基準が適用されないため、処理後の濃度の記入は不要とする（「－」を記入しておくこと）。

### ⑲残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

汚水等の処理に伴い生成される残さの種類ごとに、1箇月間の生成量及び処理方法を記入すること。

### ⑳排出水の排出方法

排出水の排出の有無及び排出する場合には、排出先等を例にならって記入すること。その際、排出口の位置を配置図等に図示すること。

## 別紙 7

### 添 付 書 類

1. 工場又は事業場の案内図 別添 1 のとおり
  
2. 特定施設及び関連主要機械・装置の設置場所、並びに排出ガス・汚水等の処理施設の設置場所 別添 2 のとおり
  
3. 特定施設及び関連主要機械・装置、並びに排出ガス・汚水等の処理施設の構造（主要寸法記入） 別添 3 のとおり
  
4. （大気基準適用施設の場合）排出ガスの排出に係る煙道等、排出口の位置、排出ガスの測定箇所  
（水質基準対象施設の場合）汚水等の集水及び導水の経路、排水口の位置 別添 4 のとおり
  
5. （大気基準適用施設の場合）排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統図  
（水質基準対象施設の場合）用水及び排水の系統図 別添 5 のとおり
  
6. ダイオキシン類濃度や排出ガス量、汚水等の汚染状態等の設計計算書（算出根拠） 別添 6 のとおり
  
7. ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項 別添 7 のとおり

### 連 絡 先

担 当 部 課 (電話、FAX番号)	設備課 電話：023-6**-*****    FAX：023-6**-***** 緊急時：090-***-*****
担当者職・氏名	設備係長 山形 三郎

特定施設設置等の届出の際には、この別紙7も併せて添付してください。

※各添付書類にはそれぞれ番号を付し、届出様式内の記入と整合を図ること。

1. 工場又は事業場の案内図

- ・住宅地図や適当な縮尺の地図に工場又は事業場を図示すること。

2. 特定施設及び関連主要機械・装置、並びに排出ガス・汚水等の処理施設の設置場所

- ・工場又は事業場敷地を含む平面図（縮尺自由）に、特定施設やこれに関連する主要機械又は主要装置、排出ガス又は汚水等の処理施設等の配置を図示すること。
- ・特定施設等の配置の他、事務所や主要な建築物等の配置も図示すること。
- ・水質基準対象施設に係る集水及び導水の方法など、可能なものは併せて図示し、添付書類の簡素化に努めること。

3. 特定施設及び関連主要機械・装置、並びに排出ガス・汚水等の処理施設の構造（主要寸法記入）

- ・特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置、排出ガス又は汚水等の処理施設の組立図や立面図、平面図等施設の構造を把握できる図面を添付すること。
- ・図面については、仕様書やカタログの写しでよい。
- ・図面には主要寸法を記載すること。
- ・大気基準適用施設では煙突の構造と主要寸法を含む。

4. （大気基準適用施設の場合）排出ガスの排出に係る煙道等、排出口の位置、排出ガスの測定箇所  
（水質基準対象施設の場合）汚水等の集水及び導水の経路、排水口の位置

- ・可能なものについては2や3の図面に追記するなどして差し支えない。

5. （大気基準適用施設の場合）排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統図  
（水質基準対象施設の場合）用水及び排水の系統図

- ・特定施設を含む操業の系統、又は汚水等の処理系統の概要をフロー図で示すこと。

6. ダイオキシン類濃度や排出ガス量、汚水等の汚染状態等の設計計算書（算出根拠）

- ・ダイオキシン類濃度や排出ガス量、汚水等の汚染状態及び量に係る設計計算書等届出に記載した数値の積算根拠を添付すること。
- ・文献等から数値を引用した場合には、その出典を明らかにすること。
- ・計算値ではなく、実績値を使用した場合、その分析結果等の写しを添付すること。
- ・その他、既設の施設にあっては、必要に応じ使用水量等の関連資料を添付すること。

7. ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項

- ・（例）[構造上の配慮]二次燃焼室設置、バグフィルター設置、冷却装置設置、助燃バーナー設置  
[運転管理]二次燃焼室温度を800℃以上に設定し、バーナーを自動作動させる。  
バグフィルター入口温度が200℃以下となるよう運転管理する。

連絡先

- ・実務担当者名及び電話等連絡先を記入すること。
- ・併せて緊急時の連絡先を記入すること。

◆氏名変更等届出、使用廃止届出、承継届出等関係

様式第3

氏名等変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

山形市長 〇〇 〇〇 殿

〒990-\*\*\*\* 山形市〇〇1丁目1番1号

株式会社◇◇工業

届出者 代表取締役 山形 次郎

①

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

② 変更の内容	変更前	代表取締役 山形 太郎	※整理番号	
	変更後	代表取締役 山形 次郎	※受理年月日	
変更年月日	③	〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
変更の理由	④	役員改選のため	※備考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 氏名等変更届出書

- ・届出者の氏名（法人の場合は法人名称又は代表者氏名）、届出者の住所（住居表示含む）、事業場の住所・地番、事業場の名称等に変更があった場合届け出ること。
- ・変更した日から30日以内に届け出ること。
- ・複数の事業場に該当する場合は、それぞれ事業場名称及び所在地を連記した一覧を添付すること。

◎届出者については、設置（使用、変更）届出書に準ずる。

◎届出書は正本およびその写しの2部提出すること。

### ① 変更の事由

- ・該当しない部分を二重線で見え消しすること。

### ② 変更の内容

- ・変更の内容を記入すること。
- ・注) 届出者が個人の場合で、届出者が変更となった場合には、届出者の地位を承継することになり、承継届出が必要となる。

### ③ 変更年月日

- ・届出日から30日以内であることを確認すること。

### ④ 変更の理由

- ・変更の理由を簡潔に記入すること。（例：役員改選、本社移転など）

## 特定施設使用廃止届出書

〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

山形市長 〇〇 〇〇 殿

〒990-\*\*\*\* 山形市〇〇1丁目1番1号  
株式会社◇◇工業  
届出者 代表取締役 山形 次郎

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社◇◇工業 山形工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	山形市▲▲町1234-5	※受理年月日	
特定施設の種類	① 別表第1 5号 廃棄物焼却炉 (1号機 H20年5月1日届出)	※施設番号	
特定施設の設置場所	所在地に同じ	※備 考	
使用廃止の年月日	② ◆◆年 ◆ 月 ◆◆ 日		
使用廃止の理由	③ 老 朽 化 の た め		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 使用廃止届出書

特定施設の使用を廃止したとき（休止を除く）は、その日から30日以内に届け出ること。

◎「届出者」、「工場又は事業場の名称」、「工場又は事業場の所在地」、「施設の設置場所」については、設置（使用、変更）届出書に準ずる。

◎届出書は正本およびその写しの2部提出すること。

### ① 特定施設の種類

- ・ 廃止した特定施設の種類を、記載例に従い記載すること。
- ・ 廃止した特定施設を明確にするため、施設番号や設置届出年月日等も付記すること。

### ② 使用廃止年月日

- ・ 特定施設の使用を廃止した年月日を記載すること。

### ③ 使用廃止の理由

- ・ 使用を廃止した理由を具体的に記載すること。  
（例）老朽化のため、更新のため 等

# 承 継 届 出 書

〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

山形市長    〇〇 〇〇  殿

〒990-\*\*\*\* 山形市〇〇1丁目1番1号  
株式会社◇◇工業  
届出者        代表取締役 山形 次郎

特定施設に係る報告者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法 19 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	①株式会社◇◇工業 ■■工場 (旧：△△工業(株)■■工場)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	山形市□□町9876-1	※受理年月日	
特定施設の種類	② 別表第 1 5号 廃棄物焼却炉 (1号機 H20年5月1日届出)	※施設番号	
特定施設の設置場所	所在地に同じ	※備 考	
承継の年月日	③ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
④ 被承継者	氏名又は名称		
	住 所	山形市△△町567	
承継の原因	⑤ 吸 収 合 併		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



## 承継届出書

- ・ 届出をした者から特定施設等を譲り受け、又は借り受ける等により届出者の地位を承継した場合に届け出ること。
- ・ 承継した日から30日以内に届け出ること。
- ・ 複数の特定事業場に該当する場合は、それぞれ事業場名称及び所在地を連記した一覧を添付すること。

◎「届出者」、「工場又は事業場の所在地」、「特定施設の設置場所」については、設置（使用、変更）届出書に準ずる。

◎届出書は正本およびその写しの2部提出すること。

### ① 工場又は事業場の名称

- ・ 承継に伴い事業場の名称が変わる場合は、承継後の名称を記載するとともに、記載例に従い旧名称（承継前の名称）も記載すること。

### ② 施設の種類

- ・ 承継した特定施設の種別を、記載例に従い記載すること。
- ・ 承継した施設を明確にするため、施設番号や設置届出年月日等も付記すること。

### ③ 承継の年月日

- ・ 届出日から30日以内であることを確認すること。

### ④ 被承継者

- ・ 従前の届出者を記入すること。

### ⑤ 承継の原因

- ・ 承継の原因を具体的に記入すること。  
(例)「法人化のため」、「合併のため」、「譲渡のため」、「相続のため」等

ダイオキシン類測定結果報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

山形市長 〇〇 〇〇 殿

〒990-\*\*\*\* 山形市〇〇1丁目1番1号  
株式会社◇◇工業  
届出者 代表取締役 山形次郎

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排 出 ガス量 (m <sup>3</sup> N/日)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分 析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試 料 採取者	分析者	備考
①H31.1.31 10:00～15:00	② 16,500	③ 12.1	④ 測定口	⑤ 1号廃棄物 焼却炉(通常)	⑥ H31.2.5	⑦ 0.167	⑧ (株A)	⑨ (株A)	⑩ 1 簡易測定

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分 析 年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	採水者	分析者	備考
	名 称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						
①H31.2.1 10:00	⑪ 第1排水口	⑫ 20	⑬ 1号排ガス 洗浄施設(通常)	⑭ H31.2.6	⑮ 2.5	⑯ (株B)	⑰ (株B)	⑱ 1

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	試料の種類	採取 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分 析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試 料 採取者	分析者	備考
①H31.2.1 10:00	⑬ ばいじん	⑭ 集塵機 灰出口	⑮ 1号廃棄物 焼却炉(通常)	⑯ H31.2.6	⑰ 0	⑱ (株C)	⑲ (株C)	⑳ 1 簡易測定
H31.2.1 10:00	焼却灰	灰出口	1号廃棄物 焼却炉(通常)	H31.2.6	0	(株C)	(株C)	2 簡易測定

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。  
3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。  
4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。  
5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。  
6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。  
7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。  
8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

※自主測定結果の報告については、次ページの別紙1、又は別紙2を忘れずに添付すること  
報告書は正本及びその写しの2部を提出すること  
報告年月日及び報告者の部分については、他の届出と同様です。

## ○排出ガス関係

### ①採取年月日及び時刻

試料を採取した年月日及び採取時刻を記入すること。

### ②排出ガス量

試料採取時の排出ガス量 ( $m^3 N/日$ ) を記入すること。原則として乾きガス量を記入することとするが、不明な場合は湿りガス量を記入し、湿りガス量である旨付記すること。

### ③排出ガス中の酸素濃度

排出ガス中の残存酸素濃度を記入すること。

### ④測定箇所

試料を採取した場所を記入すること。通常「測定口」でよい。

### ⑤特定施設の名称及び使用状況

測定を行った特定施設の名称、施設番号及び測定時の使用状況を記入すること。

### ⑥分析年月日

採取した試料を実際に分析した年月日を記入すること。

### ⑦測定結果

別紙により、毒性等量を算出し、酸素濃度補正をした後の値を記入すること。

### ⑧試料採取者

試料の採取者を記入すること。試料採取を委託した場合には、委託先を記入すること。

### ⑨分析者

試料の分析者を記入すること。委託した場合には委託先を記入すること。

### ⑩備考

- ・複数試料を測定し、別紙が複数枚ある場合、別紙の整理番号に対応する番号を記入すること。
- ・簡易測定法を採用した場合は、その旨を記載すること。
- ・その他参考となる事項があれば記入すること。

## ○排水関係

※特定施設から排出される汚水を循環利用するなど、汚水等（それら进行处理したものを含む）が事業場から排水として排出されない場合は自主測定の実施・報告は不要です。

①、⑤～⑩については上記排出ガス関係と同様です。

### ⑪測定場所（名称）、⑫排水量

試料を採取した場所（例：第○排水口など）及び採取時の排水量を記入すること。

## ○ばいじん等関係

※ばいじん、焼却灰等が個別に排出される場合は、それぞれ測定が必要になります。

※ばいじん等の試料採取は、排出ガス（排水）の試料採取と同時に行う必要があります。原則、排出ガス（排水）の試料採取を行った当日又は翌日の稼動前に試料採取を行ってください。

①、⑤～⑩については上記排出ガス関係と同様です。

### ⑬試料の種別

ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

### ⑭採取箇所

試料を採取した場所を記入すること。（例：灰出口、焼却炉内、集塵機灰出口等）

※ダイオキシン類の測定を計量証明事業所に依頼した場合、記入すべき事項のほとんどは計量証明書（分析結果）に記載があるので、それをもとに記入すること。

なお、記載がない場合には、委託先に確認すること。

## 規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	① 排出ガス 1	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	②N. D.	③0.0025	④0.00001	0.1	0 ⑤
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	N. D.	0.0025	0.00001	0.03	0
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	N. D.	0.0025	0.00001	0.3	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.15	0.005	0.00002	0.1	0.015
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	N. D.	0.005	0.00002	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	N. D.	0.005	0.00002	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.020	0.005	0.00002	0.1	0.002
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	N. D.	0.005	0.00002	0.01	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	(0.003)	0.005	0.00002	0.01	0
	OCDF	N. D.	0.0125	0.00005	0.0003	0
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.017⑥
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	0.12	0.0025	0.00001	1	0.12
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	N. D.	0.0025	0.00001	1	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	N. D.	0.005	0.00002	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	0.05	0.005	0.00002	0.1	0.005
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	N. D.	0.005	0.00002	0.1	0
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	N. D.	0.005	0.00002	0.01	0
	OCDD	N. D.	0.0125	0.00005	0.0003	0
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.125⑦
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	0.142⑧
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	N. D.	0.01	0.00004	0.0003	0
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)	N. D.	0.01	0.00004	0.0001	0
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	0.25	0.01	0.00004	0.1	0.025
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)	N. D.	0.01	0.00004	0.03	0
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)	N. D.	0.01	0.00004	0.00003	0	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0.025⑨	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	0.167⑩
備考		⑪簡易測定法 (第 3 の 1)				

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m<sup>3</sup>N (毒性等量にあっては、ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sub>e</sub>)、排水の測定結果を記入する場合にあっては、単位をpg/L (毒性等量にあっては、pg-TEQ/L)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g (毒性等量にあっては、ng-TEQ/g<sub>e</sub>)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

## 規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考
① ばいじん 1	第 2-1	ng/g	ng/g	ng/g	ng-TEQ/g	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
  - 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
  - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
  - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
  - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
  - 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
  - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

測定結果報告の際には別紙の添付を忘れないこと。

※表の記入に当たって不明な点等ある場合は、委託先等分析機関に確認の上記入すること。

①整理番号

複数の試料を分析した際に、試料ごとに整理番号を記入すること。  
(報告様式の備考欄にも整理番号を記入すること。1試料のみの場合は不要)

②実測濃度

- ・物質ごとに分析結果の実測濃度を記入すること。
- ・右欄の定量下限より数値が小さい場合は、括弧書きとすること。
- ・実測濃度は、物質ごとに得られた分析結果に排出ガス中の酸素濃度により、次式により算出して得られた酸素補正後の結果を記入すること。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

※C：補正後の濃度（実測濃度）

C<sub>s</sub>：分析結果

O<sub>n</sub>：標準酸素濃度

別表第1の1号：15%

別表第1の5号：12%

別表第1のその他：O<sub>s</sub>

O<sub>s</sub>：排ガス中の酸素濃度

③試料における定量下限、④試料における検出下限

委託先等分析機関に確認の上記入すること。

⑤毒性等量

- ・物質ごとに実測濃度に毒性等価係数を乗じて、毒性等量を算出すること。
- ・定量下限に満たない括弧書きの実測濃度は零として計算すること。

⑥Total PCDFs

「ポリ塩化ジベンゾフラン」に属する10物質（2,3,7,8-TeCDFからOCDF）の毒性等量を小計すること。

⑦Total PCDDs

「ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン」に属する7物質（2,3,7,8-TeCDDからOCDD）の毒性等量を小計すること。

⑧Total (PCDFs+PCDDs)

⑥と⑦を加算した数値を記入すること。

⑨Total コプラナーPCB

「コプラナーポリ塩化ビフェニル」に属する12物質（3,4,4',5-TeCB(#81)から2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189))の毒性等量を小計すること。

⑩Total ダイオキシン類

⑧と⑨を加算した数値を記入すること。

⑪備考

簡易測定法を採用した場合はその旨及び告示に基づく番号を記載すること。

様式第7（第10条関係）

光ディスク提出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

山形市長 〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 〒990-\*\*\*\* 山形市〇〇1丁目1番1号  
報告者 株式会社山形工業  
代表取締役 山形 次郎

①

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の規定による届出又は報告に際し提出すべき書類（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

- ② 様式第1 別紙1 特定施設（大気基準適用施設）の構造  
別紙2 特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法  
別紙3 排出ガスの処理の方法

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- ③ 別図1 特定施設及び排出ガスの処理施設の配置場所及び工場案内図  
別図2 特定施設及び排出ガスの処理施設の構造  
別図3 特定施設を含む操業の系統概要図  
別図4 ダイオキシン類濃度、排出ガス量塔の設計計算書  
別図5 排出ガスの排出に係る煙道等、排出口の位置、自主測定の測定箇所

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 法令の条項については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。  
3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。  
4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

光ディスクによる届出をする際には、様式第7、光ディスクの正本及び写し各2部を提出すること。

※届出年月日、届出者（報告者）については、届出等に準ずる。

① 届出条項

提出しようとする届出・報告の根拠となる条項を記入すること。

② 光ディスクに記録された事項

光ディスクに記録された事項として記入例にならって記入すること。

なお、水質基準対象施設の届出の場合は別紙4から6、氏名等更届出の場合は様式第3号など、届出の種類に応じて、その様式の番号及び題名を記入すること。

③ 光ディスクに併せて提出される書類

届出様式以外の図面等添付書類の一覧を記入例にならって記入すること。



参考様式

# 委 任 状

年 月 日

山形市長

殿

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

私は、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出、報告に係る一切の権限

資料1 特定施設の種類、基準等一覧

1 大気基準適用施設

(単位ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

号	特定施設の種類	新設 H12.1.16～	既設 ～H12.1.15	
1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉（原料の処理能力が1t/h以上）	0.1	1	
2	製鋼用電気炉 （変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上）	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力が0.5t/h以上）	1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（焙焼炉、乾燥炉：原料の処理能力が0.5t/h以上、溶解炉：容量が1t以上）	1	5	
5	廃棄物焼却炉 （火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上、又は焼却能力が50kg/h以上）	4t/h以上	0.1	1
		2t/h-4t/h	1	5
		2t/h未満	5	10

備考 焼結炉は酸素濃度15%、廃棄物焼却炉は酸素濃度12%における換算値

2 水質基準対象施設

(単位pg-TEQ/L)

号	特定施設種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する(イ)硫酸濃縮施設、(ロ)シクロヘキサン分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する(イ)水洗施設、(ロ)廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する(イ)ろ過施設、(ロ)乾燥施設、(ハ)廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する(イ)ろ過施設、(ロ)廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する(イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、(ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、(ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設、(ニ)熱風乾燥施設	

12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち(イ)廃ガス洗浄施設、(ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する(イ)精製施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する(イ)ろ過施設、(ロ)精製施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る(イ)廃ガス洗浄施設、(ロ)湿式集じん施設、(ハ)汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設
17	フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供する(イ)プラズマ反応施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

### 3 ばいじん等

廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん等を処分する場合は、3 ng-TEQ/g以内となるように処理しなければなりません（既設施設であって、セメント固化や薬剤処理等の方法で処分を行う場合を除く。）。

また、上記のばいじん等のほか、特定施設から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に処分してください。

## 資料2 排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法

廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガス、又は廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について測定する場合にあっては、十分な精度を有するものとしてダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法（簡易測定法）によることができます。

環境大臣が定める方法（平成17年環境省告示第92号）は平成22年3月31日に改正され、現在は下記の13種類の測定方法が指定されています。

### 1 生物検定法

#### 第1：ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法

告示番号	測定方法
第1の1	前処理に、硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞H1L6.1c2を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の2	前処理に、硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞101Lを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の3	前処理に、多層カラムを使用し、測定にダイオキシン類応答性組換え細胞HeB5を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の4	前処理に、硫酸シリカゲル加熱還流法を利用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞H4ⅡE-lucを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の5	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞DR-EcoScreenを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の6	前処理に、硫酸及び多層シリカゲルカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類、アリアル炭化水素受容体及びアリアル炭化水素受容体核運搬タンパク質の複合体形成反応を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法

#### 第2：ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法

告示番号	測定方法
第2の1	前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の2	前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、磁性ビーズ固定化抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び酵素標識抗原を用いた直接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の3	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の4	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び抗原固相化ビーズを用いた結合平衡除外法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法

## 2 機器分析法

### 第3：ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

告示番号	測定方法
第3の1	前処理に、硫酸シリカゲルカラム、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを同時に測定する方法）
第3の2	前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法
第3の3	前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法

## 届出先・問い合わせ先

山形市内の事業場に関する届出や問い合わせは、山形市環境課まで

### 山形市環境部環境課公害係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212 (内線684、685、676)

FAX 023-624-9928